

藤沢市市民憲章に係る市民意識調査の実施について

藤沢市市民憲章は、1964年(昭和39年)に東京オリンピックのセーリング大会が本市で開かれることをきっかけに、本市を住みよい美しいまちにしていこうと、市内の複数の市民団体の代表者らにより制定発起人会が組織され、同年7月1日に制定されました。

これまで市民の間で市民が守るべき市民生活の道しるべとして大切に守られ、本市の発展に大きく貢献してきました。

今年度は、これまでの思いを大切にしながら、未来へのさらなる発展に役立てられるよう、本市への誇りを高める連帯感や郷土愛の醸成など、これからの時代や価値観を見据え、在り方を検討していくため、市民意識調査の実施を予定しています。

つきましては、市民意識調査の実施に向けて、人権や多様性の視点からご意見を賜りたくご協力をお願いいたします。

藤沢市市民憲章

わたしたち藤沢市民は、藤沢市を豊かな明るい美しい産業、文化、観光都市とするために、市民ひとりひとりが守るべき規範として、ここに市民憲章を定めます。

1. 元気で働き、明るい家庭をつくりましょう。
1. つねに健康な心とからだをきたえましょう。
1. いつもだれにも親切にしましょう。
1. きまりをまもり良い風習をそだてましょう。
1. 教養を深め、文化の高いまちをきずきましょう。

(委員の皆様からいただきたいご意見)

- * 別紙、調査票(案)について、質問や選択肢について率直なご意見をお願いいたします。追加すべき内容があれば、お示してください。
- * 藤沢市市民憲章は市民発意で制定されたことに特徴があります。今回の市民意識調査を通じて市民憲章に対する市民の関心を高めていきたいと考えています。その手法についてご意見があれば、お聞かせください。
- * その他、藤沢市市民憲章に対する委員の皆様のお考えがあればお聞かせください。

以上

(事務担当)市民自治推進課